

2011 年 5 月 19 日

関係各位

野村ホールディングス株式会社

コード番号 8604

東証・大証・名証第一部

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2011 年 6 月 28 日開催予定の第 107 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 自己資本比率規制(バーゼル III)への対応

主要国の金融監督当局で構成される「バーゼル銀行監督委員会」では、金融危機の再発阻止をめざして、国際的に業務を展開している金融機関の自己資本の質と量の強化を図ることを決定しています(いわゆる「バーゼル III」)。具体的には、普通株式と内部留保などからなる中核的自己資本を、投資や融資などの損失を被る恐れがあるリスク資産に対して一定割合以上に保つ必要があるとされ、自己資本比率規制の最低基準が引き上げられ、更に自己資本への算入基準が厳格化されます。

特に優先株式や劣後債などを自己資本に算入するには、関係規制当局の判断(トリガー事由の発生)により、元本削減がなされるか普通株式への転換が義務付けられるなどの一定の条項を発行条件に含めることが要請されています。

そのため、この機会に当社の定款規定を見直し、現在発行可能な各種優先株式の定め、規制当局の判断など一定の状況の下でのみ普通株式への強制転換がなされる条項を加えることができることとし、バーゼル III の下での自己資本規制比率算入基準に適合する内容に改めるものです。各種優先株式のその他の内容に変更はありません。

なお、バーゼル III は、2013 年 1 月から段階的に導入され 2019 年から全面的に適用される予定であり、現時点では、具体的な株式の内容は特定できずトリガー事由を付した株式の発行予定はありません。将来発行を検討するに際しては、今後、規制当局の告示等で定められる詳細な要件を反映することになります。

(2) 目的の追加

野村グループでは、経済、金融・資本市場、社会インフラに関する幅広い提言等の活動も積極的に展開してまいりたいと考えております。定款にその内容を明示的に盛り込むため、所要の改正を行うものです。

(3) 手続の整備・柔軟化

① 株主総会の議長

株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会の議長の定めを「執行役社長」から「予め取締役会が定める執行役または取締役」へと変更するものです。

② 種類株主総会の基準日

種類株主総会の開催手続の便宜を図るため、種類株主総会についての基準日を設けるものです。

③ 役付執行役

役付執行役の構成に関して、取締役会で機動的に定めることにより、柔軟な経営体制を構築できるよう、所要の改正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙をご参照ください。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2011 年 6 月 28 日(予定)
定款変更の効力発生日	2011 年 6 月 28 日(予定)

以上

【別紙】

(下線__は変更部分)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。 (1) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業 (2) 銀行法に規定する銀行業および信託業法に規定する信託業 (3) その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務 (新設) 2 (略) (取得条項) 第 18 条 (略) 2 (略) (新設)	(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。 (1) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業 (2) 銀行法に規定する銀行業および信託業法に規定する信託業 (3) その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務 (4) <u>前各号に規定するもののほか、経済、金融および資本市場ならびに社会インフラに関する調査研究およびその受託ならびにそれに付帯または関連する業務</u> 2 (現行どおり) (取得条項) 第 18 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当社は、第 1 種優先株式、第 2 種優先株式、第 3 種優先株式および第 4 種優先株式について、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定める事由(当社の自己資本規制比率その他の自己資本規制に係る数値が予め定めた閾値を下回ったこと、または、当社につき、元本削減、公的機関等による資本注入またはそれに準ずる行為を行うことが必要である旨の判断その他の優先株式の取得に関連する判断が、監督官庁またはそれに準ずるものにより行われたことを事由の内容に含むものとする。)</u>が生じたときは、当該優先株式の全部または一部を取得する。この場合において、当社は、当該優先株式を取得するの

現行定款	変更案
(議長) 第 24 条 株主総会の議長は、<u>執行役社長</u>がこれにあたる。ただし、<u>執行役社長</u>事故あるときは、<u>予め取締役会</u>の定めた順序にしたがい、他の<u>代表執行役</u>がこれにあたる。 (種類株主総会) 第 27 条 (略) 2 (略) 3 第 21 条第 2 項、<u>第 23 条</u>ないし第 25 条の規定は、<u>種類株主総会</u>について準用する。 (代表執行役および役付執行役) 第39条 (略) 2 当会社は、<u>取締役会</u>の決議により、<u>執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役、常務執行役</u>各若干名を選定することができる。	と引換えに、各優先株主に対し、<u>普通株式を交付するものとし、交付する普通株式の数の算定方法は、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって、当該優先株式の払込金額、普通株式の時価ならびに市場実勢等を勘案して定める。当該決議または決定により、交付すべき普通株式の上限の算定方法を定めることができる。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 234 条にしたがってこれを取扱う。</u> (議長) 第 24 条 株主総会の議長は、<u>予め取締役会</u>が定める<u>執行役または取締役</u>がこれにあたる。ただし、<u>当該執行役または取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の者がこれにあたる。</u> (種類株主総会) 第 27 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 第 21 条第 2 項、<u>第 22 条</u>ないし第 25 条の規定は、<u>種類株主総会</u>について準用する。 (代表執行役および役付執行役) 第39条 (現行どおり) 2 当会社は、<u>取締役会</u>の決議により、<u>執行役会長1名、執行役社長1名、執行役副会長、執行役副社長その他の役付執行役</u>各若干名を選定することができる。